## 埼玉県生協連メールマガジン Information

2020.6 発行

2020年度4月より、埼玉県生協連および会員生協の取り組みと 埼玉県生協連の月度のまとめを、月1回 PDF 配信しています。 ぜひご覧ください。

目次: 埼玉県生協連 5月度まとめと今後の課題 P1-8

会員生協の取り組み

P9-13

- コープみらい「埼玉県の新型コロナウイルス対策医療支援への寄付」
- パルシステム埼玉「医療生協さいたまへ菓子類を寄贈」
- 生活クラブ「福祉活動緊急助成 2020」



CO·OP 埼玉県生活協同組合連合会

#### 埼玉県生協連 5月度まとめと今後の課題

2020年6月5日 埼玉県生協連専務理事 吉川尚彦

#### 1. 全体状况

#### (1) 新型コロナウイルスへの対応

緊急事態宣言を受けて、先月に引き続き、今月開催した常務理事会、理事会は、オンライン参加可能な会議としました。職場運営では、在宅勤務を原則とし、内部会議はオンライン会議を基本に実施しました。緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大のリスクはいまだあり、当面の間、時差出勤や在宅勤務を取り入れた職場運営を続けます。

#### (2) 第5回常務理事会

5月14日(木)、第5回常務理事会を開催しました。第6回理事会議案審議、第49回 通常総会の運営を中心に行いました。

#### (3) 第6回理事会

5月21日(木)、第6回理事会を開催しました。2020年7月1日~2021年6月末日の会員生協会費額の件、埼玉県生協連第49回通常総会議案確定の件など4つの議決を行いました。

#### (4) 第7回監事会

5月12日(火)、第7回監事会を開催しました。監事監査規則の一部改定の議決、監査報告書の作成、埼玉県生協指導検査の改善整備報告書への意見作成、須川公認会計士との懇談などを行いました。

#### (5) 適格消費者団体の受託事業

埼玉県からの委託事業は、「高齢者等見守り促進事業」「インターネット適正広告推進 事業」を受託しました。「消費者被害防止サポータ推進事業」は、今後、県と活動内 容について検討をすすめます。

#### 2. 分野の取り組み状況

#### (1) 食とくらしに関する取り組み

① 適格消費者団体の取り組み(差止および被害回復)では、適格消費者団体の書面による差止請求 0 件(累計 1 件)、申入れ 0 件(4 件)、お問合せ対応は 0 件(12 件)、検討中 13 件でした。被害回復の取り組みは、申入れ 0 件(0 件)、お問合せ 0 件(4 件)、検討中 6 件でした。また、共通義務確認訴訟に向けた準備すすめ、次月度以降訴訟を提起する予定です。※別紙 1

差止請求	㈱ディー・エヌ・エー	第1回期日5月19日(火)は、延期になりま
訴訟		した。次の期日は未定です。
差止請求	(株)ROOKIES	2020年3月31日(火)さいたま地裁に訴訟
訴訟		を提起しました。

※事業者への対応ステップ・・・お問合せ→申入れ→書面による差止請求(41条書面)→訴訟 新型コロナウイルスの関係で、差止請求訴訟の期日は決まっておりません。また、5 月11日の活動委員会が中止になりました。

#### (2) 平和・国際支援に関する取り組み

① 5月8日(金)、埼玉平和・市民5団体懇談会が開催され、第1回実行委員会での意見を踏まえ、第35回埼玉県原爆死没者慰霊式の実施概要について話し合いをおこないました。実施日は変更せず、規模を縮小して実施することを確認しました。その後、第2回実行委員会において、7月26日(日)10時~11時で開催、会場を埼玉会館小ホール、開催規模をおおむね50人とすることを確認し、準備を開始しました。

#### (3) 広報・コミュニケーション

- ① さいたまの生協の制作を進めました。(7月1日発行予定)
- ② 新型コロナウイルス関連での業務縮小と消費者への注意喚起のお知らせをホームページに掲載しました。
- ③ 写真ニュース夏号(7月10日発行予定)は発行しないこととしました。

#### 3. 行政・諸団体との連携・ネットワーク

#### (1) 行政

- ① 埼玉県の生協指導検査に対する改善整備報告書を提出しました。
- ② 埼玉県消費生活協同組合役職員等研修委託事業の委託に向けて、今年度実施概要の打合せを実施しました。今後、予算の作成を行い、6月中の契約を目指します。
- ③ 5月8日(金)に、埼玉県が生活協同組合くらしのコープに対し、景品表示法違反による措置命令および特定商取引法違反による6カ月の業務停止命令を行った旨の発表がありました。パルシステム埼玉から「パルシステム埼玉との共同事業」と騙ってシロアリ駆除の訪問営業をしているとの情報があり、埼玉県による事実調査にコープみらいが協力するなどして、今回の処分となりました。なお、くらしのコープは県生協連非加入生協です。

#### (2) 埼玉消団連

- ① 5月度消団連幹事会は書面で開催しました。
- ② 第 56 回埼玉県消費者大会第 2 回実行委員会は書面による開催とし、資料を送付し、 意見集約を行いました。
- ③ 事業者が自主的な新型コロナウイルス感染拡大防止のための取り組みを行うにあたり、必要な事項を評議するために埼玉県が設置した「彩の国『新しい生活様式』評議会」の委員に消費者代表として代表幹事が就任し、オンライン会議含め会議に参加しました。

#### (3) 諸団体

- ① 5月22日(金)、一般社団法人全国消費者団体連絡会の通常総会が開催され、書面出席しました。
- ② 5月26日(火)、埼玉県労働者福祉協議会第14回定時社員総会が開催され、代議員1人が出席しました。
- ③ 5月28日(木)、NPO法人フードバンク埼玉通常総会が開催され、書面出席しました。

#### 4. 今後の課題

- 引き続き、企画開催の可否等の対応、また不測の事態に備えた事業継続のための準備を進めます。
- 機関運営では、通常総会の当日運営の見直しを行い、準備を進めます。
- 埼玉県との第1回定期協議を開催するための調整と準備を行います。
- 2021 年度における埼玉県予算編成ならびに行政執行に関する要望を第 1 回理事会、 第 2 回理事会での論議を受けて作成します。今年度は、新型コロナウイルス感染症に 関する要望なども取り入れて作成します。
- 8月下旬から年内にかけて実施する取り組みの具体化を進めます。インターネットの活用なども取り入れていきます。
- 埼玉消費者被害をなくす会 第17回通常総会の開催に向けて準備を進めます。
- 8 月開催の第1回組合員学習会以降の学習会や研修会等のオンライン同時開催、 YouTube 配信などの具体化をすすめます。
- 第 35 回埼玉県原爆死没者慰霊式実施に向けたしらさぎ会との調整を行うとともに、 参加者の確定や当日の運営スタッフの要請、インターネット中継の準備などを行って いきます。

#### 【現在、開催を予定している会議など】

※ただし、三密(密閉・密集・密接)状態の回避のための措置を条件とし、参加人数制限や、直前での中止判断有。

	名称・会場・定員	開催日	対応
1	第 49 回通常総会	6月18日(木)	コープみらい
		15 時 00 分~15 時 45 分	コーププラザ浦和
2	第 56 回埼玉県消費者大会第 3 回実行委員会	6月25日(木) 13時30分~16時00分	浦和コミュニティセン ター第 15 集会室 Web 参加含め検討

## 2020年度 埼玉県生協連 5月度の活動日誌

月日	活動日誌	
5/8	埼玉平和・市民 5 団体懇談会 (吉川・加藤)	
5/11	埼玉消費者被害をなくす会講座等支援チーム会オンライン開催(吉川・清水勤・青木)	
5/12	第7回監事会(吉川・加藤) 埼玉母親大会連絡会常任委員会(清水桂)	
5/13	埼玉消費者被害をなくす会会計監査 (清水勤・田中)	
5/14	第 5 回常務理事会(吉川・大久保・清水桂・清水勤・加藤) 埼玉県労働者福祉協議会理事会(吉川)	
5/15	こくみん共済 coop 共済代理店等推進会議(書面)	
5/18	埼玉県消費者団体連絡会5月度幹事会(書面)	
5/19	全国消費者団体連絡会理事会(書面)	
5/20	第1回彩の国「新しい生活様式」評議会オンライン会議(吉川)	
5/21	第6回理事会(吉川・大久保・清水桂・清水勤・加藤)	
5/22	第2回彩の国「新しい生活様式」評議会 (オンライン) 全国消費者団体連絡会第7回定時総会 (書面)	
5/25	第 56 回埼玉県消費者大会第 2 回実行委員会 (書面) 第 3 回彩の国「新しい生活様式」評議会 (書面)	
5/26	埼玉消費者被害をなくす会第7回理事会・5月検討委員会(吉川・清水勤・田中) 埼玉県労働者福祉協議会第14回定時社員総会(清水桂)	
5/27	第4回彩の国「新しい生活様式」評議会(書面)	
5/28	フードバンク埼玉第4回通常総会(書面)	

## 2020年度 埼玉県生協連6月度の活動予定

月日	活動日誌
6/1	中央地連 MCA 無線訓練 第5回彩の国「新しい生活様式」評議会(書面)
6/3	全国消費者団体連絡会福島原発オンライン学習会
6/4	第6回活動委員会 第6回彩の国「新しい生活様式」評議会(書面)
6/5	埼玉消費者被害をなくす会第8回活動委員会 日本弁護士連合会と適格消費者団体との懇談会
6/8	平和・市民 5 団体懇談会 第 35 回埼玉県原爆死没者慰霊式第 2 回実行委員会
6/10	埼玉県消費者団体連絡会6月度幹事会
6/12	日本生活協同組合連合会第 70 回通常総会(書面) 地方消費者行政プロジェクト(オンライン参加)
6/13	埼玉自然エネルギー協会第8回総会・講演会
6/15	埼玉母親大会連絡会常任委員会
6/16	埼玉県労働者福祉協議会理事会
6/18	埼玉県生活協同組合連合会第 49 回通常総会 2020 年度第 1 回理事会
6/19	全国消費者大会実行委員会 全国消費者団体連絡会第1回理事会
6/23	埼玉消費者被害をなくす会第 17 回通常総会 埼玉消費者被害をなくす会講座支援チーム会
6/25	第 56 回埼玉県消費者大会第 3 回実行委員会 埼玉県婦人問題会議全体会
6/26	埼玉消費者被害をなくす会6月検討委員会
6/28	埼玉婦人問題会議全体会

## 別紙 1

#### 2020年6月8日

特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

給与ファクタリング業者㈱ZERUTAに対し、 賃金債権の引き渡しとして支払った金額の返金を求める 被害回復訴訟を提起しました

≪金融庁が、給与の買取りをうたった 違法なヤミ金融として 注意喚起中≫ ≪新型コロナウィルス感染に伴う生活困窮者の増加を背景に、被害拡大を懸念≫

本日、2020年6月8日午前、埼玉消費者被害をなくす会(以下、なくす会)は、「株式会社 ZERUTA」(本社:東京都新宿区 以下、当該事業者という)に対する共通義務確認請求訴訟をさいたま地方裁判所民事部に提起しました。当会としては初めて、全国では4件目の共通義務確認訴訟※1となります。

#### 事件番号:令和2年(ワ)1254号 系属部は第6民事部

当該事業者は、消費者に対して、インターネット上のアフェリエイト広告や自社のホームページで「七福神」という屋号で、「給料ファクタリング」※2)業務を営んでいます。

#### 1. 請求の概要 ※1) なくす会が提起した共通義務確認訴訟とは

集団的消費者被害を回復するために特定適格消費者団体のみに認められた訴訟です。 ㈱ZERUTA の給与ファクタリングを利用して支払をした人が㈱ZERUTA に対して支払 相当額について、民法709号の不法行為を根拠に㈱ZERUTA が支払義務を負うことを 確認する訴訟です。

#### ※2) 給与ファクタリングとは

事業者が給料の一部を債権として買い取り、給料日前に現金を貸し付け、差額を手数料として受け取る仕組み。「最短5分で融資」などのSNSやインターネット掲示板などを見て給与の前借り感覚で利用するケースが目立つ。金銭の貸し借りではないため利息制限はないが、「申し込むとすぐに4万円が口座に振り込まれたが、1週間後の返済は5万円」など、金利換算では法外な手数料がかかるケースも多いことから、被害相談が相次いでいる。比較的少額の貸付で、すぐに融資可能という広告に惹かれて契約したものの、違法な高金利のため、返済請求額は雪だるま式にあっという間に膨れ上がって困窮するケースが多い。

#### 2. 請求の趣旨

- ①対象者:当該事業者の給与ファクタリングを利用した消費者
- ②対象消費者の賃金債権の引き渡しとして支払った金員に相当する金額並びに対象消費者が特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用相当額の支払義務があることの確認
- ③年5分の割合による遅延損害金の支払い義務があることの確認

#### 3. 本件の当事者について

原告 特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目 11番5号 理事長 池本 誠司

長田淳 他6名 原告訴訟代理人弁護士

さいたま市大宮区宮町二丁目 28番地 あじせんビル 4階・6階

埼玉中央法律事務所 TEL 048-645-2026 (送達場所)

被告 株式会社 ZERUTA 東京都新宿区新宿一丁目 34番8号近代ビル 15 7階 上記代表者代表取締役 足立 慎吾

#### 4. 問合せ先

①マスコミの皆様から訴訟内容への問合せ:

埼玉中央法律事務所 電話 048-645-2026 担当 長田、宮西

②消費者の方から訴訟内容への問合せ:

電話での問合せは受け付けておりません。

当会ホームページに㈱ZERUTA 関連のバナーを用意いたします。

5. 埼玉消費者被害をなくす会は、多数の消費者に生じた財産的被害の集団的な被害の回復を求 めることができる消費者団体訴訟制度を行使することができる特定適格消費者団体として 2018年4月、内閣総理大臣の認定を受けています。

以上

#### 新聞報道

する訴訟をさいたま地裁に から「七福神」の屋号でイ RUTAは2018年ごろ ンターネット上で利用者を 訴状などによると、、ZE 換算すると120~300 淳弁護士は「手数料を年率

ERUTA」(東京都新宿 者被害をなくす会」は8 くるNPO法人「埼玉消費 ったとして、弁護士らでつ ファクタリング」を行い利 日、金融サービス会社「Z 用者から高額な手数料を取 ーに昨年以降寄せられた苦

情や相談は18件確認されて いるという。 提訴にあたって同会は記

区)の損害賠償義務を確認

者会見し、副理事長の長田

## 業者提訴 県内

「給料ファクタリングは違法」

買い取る「給与ファクタリン一復を図るとしている。 日、将来の給与を債権として一加を呼び掛け、個別に被害回

一ている。

0%の手数料を課されたとし

特定適格消費者団体「埼玉

ると規定。原告は、勝訴すれ 費者団体が事業者を提訴でき 被害者に代わり、国認定の消 給与買い取り

求める訴訟をさいたま地裁に いて、代金返還義務の確認を 費者裁判手続き特例法に基づ

特例法は、悪質商法などの

た。

RUTA(東京)に対し、消

の名称で事業を手掛ける2m

し「実質的には違法な高金利

グ」は事実上のヤミ金融に当

原告側代理人の長田淳弁護

たり違法だとして、「七福神」| 士はさいたま市内で記者会見

者を提訴 県内団体、特例法で

に資金を貸し付ける一給料 給料をもらう権利を担保 料を差し引いた額の資金を 一募り「給料ファクタリン 貸し付けたという。手数料 から買い取る代わり、手数の一部を債権として利用者 先から翌月支払われる給料 は20%を超えることもあ グ」を実施。利用者の勤務 り、全国の消費生活センタ

る事実上のヤミ金業だ」と の損害賠償義務が確認され一ている。 指摘。裁判で乙ERUTA %で、出資法などに違反す れば、利用者らは簡易な手 続きで利用額相当の賠償を 請求することができるとし

務の確認を求める訴訟をさ

いたま地裁に起こした。

給与ファクタリングは、

消費者被害をなくす会」は8 | ば全国の被害者に訴訟への参 | り、 年利計算で - 20~30 業形態をなくしたい」と話し 大で困窮する人が利用する恐 型コロナウイルスの感染拡 与の前借りという感覚で、新での貸し付けだ」と指摘。給 国に少なくとも280人お れもあるとし一このような事 訴状によると、利用者は全 6月9日 東京新聞

朝刊

6月9日 朝日新聞 朝刊

> ない人の利用が相次いでい 規の金融業者から借りられ 日前に現金を入手でき、正 額を得られる仕組み。給料 その額から手数料を引いた 取る権利を業者に売却し、 利用者が給与の一部を受け

用者は全国に少なくとも約 法の上限を大幅に上回る年 一百八十人ほどいて、出資 訴状によると、同社の利

# 給与ファクタリングは違法 消費者団体特例法で事業者提訴

例法に基づき、代金返還義 RUTA」(東京都新宿区) 屋号を名乗る事業者「NE に対し、消費者裁判手続特 会」は八日、「七福神」の 違法だとして、消費者団体一どの被害者に代わり、国認 ング」は実質的に闇金業で 買い取る「給与ファクタリ 「埼玉消費者被害をなくす 将来の給与を債権として一利120~300%の手数 提訴できる。勝訴すれば全 定の消費者団体が事業者を 復を図る。 を呼びかけ、個別の被害回 国の被害者に訴訟への参加 料が課されたとしている。 特例法では、悪質商法な

6月9日 埼玉新聞 朝刊



2020年5月27日 生活協同組合コープみらい

感染拡大防止の最前線で活動する医療現場と、子どもと家族が抱える生活課題への支援

## 埼玉県の新型コロナ対策医療支援へ 100 万円を寄付

赤い羽根共同募金(埼玉県共同募金会)に50万円を寄付

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。 また、被患されている方々につきましては、一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

コープみらい(本部:埼玉県さいたま市、理事長:新井 ちとせ、事業エリア:千葉県・埼玉県・東京都)は、 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて最前線で活動する県内医療現場への支援を行うため、5月27日(水)、 埼玉県「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」へ100万円を寄付いたしました。

また、「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」のうち「赤い羽根 子どもと家族の緊 急支援 全国キャンペーン」(埼玉県共同募金会) に、50万円を寄付いたしました。

今後も、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息へ向け、必要な支援策を検討、実施してまいります

●「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」

寄付金額:100万円

活用方法:新型コロナウイルス感染症対策事業の財源(医療従事者や医療機関の活動支援など医療提供体制

の整備を目的とした事業)

●「赤い羽根 子どもと家族の緊急支援 全国キャンペーン」(埼玉県共同募金会)

活用方法:「子どもと家族の緊急支援」を中核に、子どもに限らず、見守りを兼ねた配食、環境衛生に配慮

した居場所づくり等







コープみらいは、2015年に国連で採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」の実現に、事業と 活動を通して貢献します。

#### ≪生活協同組合コープみらい 概要≫

所】埼玉県さいたま市南区根岸 1-5-5

【総事業高】3,909億円(2018年度)

【理 事 長】新井 ちとせ (あらい ちとせ)

【事業エリア】千葉県、埼玉県、東京都

【組合員数】357万人(2020年4月20日現在) 【ホームページ】https://mirai.coopnet.or.jp/

### パルシステム埼玉、医療生協さいたまへ菓子類を寄贈

6月1日(月)、生協パルシステム埼玉は、医療・介護従事者への感謝を込めて、医療生協さいたまに 200 点以上の菓子類を寄贈しました。新型コロナウイルス感染症の蔓延を受けて、医療・介護従事者は、感染リスクにさらされながらの業務が続いています。今回の寄贈は、緊張感が続く業務の中、医療・介護に従事する皆さんのホッとひと息つける時間に役立ていただきたいとの思いから行われました。



#### 「生活クラブ 福祉活動緊急助成 2020」実施要項

この助成は、生活クラブ生協埼玉の組合員が毎月負担する会費の中から積み立てた「地域福祉のための基金 (エッコロ基金)」を原資として実施します。

#### 1. 目 的

COVID-19 対策としての自粛要請・緊急事態宣言により社会・経済活動が停滞することで、困難を抱える人への支援が滞り孤立と貧困が加速しています。このような情勢のなかで、私たち、生活協同組合が社会的に果たす役割の一つとして、社会的弱者への支援活動を行っている市民活動団体への緊急助成を行います。

#### 2. 応募資格

埼玉県内で活動し①②のいずれかに該当する団体

- ①法人格を持ち活動実績があること
- ②エッコロ基金の助成実績があること

#### 3. 助成する活動

収益を目的としない社会的弱者支援活動

- (1)子ども食堂・地域食堂等による食支援活動
- ②生活困窮者等への食糧支援(フードバンク、フードパントリー等を含む)
- ③居場所事業を運営する団体が行う、緊急性の高い支援活動
- ④無料・低額の学習支援(オンライン学習含む)
- ⑤子どもを持つ親及び養育者を対象とした相談活動
- ⑥休業要請等によって経済的に困難な状況になった方への支援活動
- ⑦児童虐待・DV等、外出自粛によるストレス等による課題の支援活動

#### 4. 対象となる経費

上記活動に要する経費

(例) 物品・食材等購入費、消耗品費、交通費、ガソリン代、会場費、通信費、ボランティア活動経費等、 人件費等のランニングコスト含む。

#### 5. 対象となる事業期間

2020年3月1日~2021年3月31日 ※すでに支出された活動についても助成します

#### 6. 助成の金額

- (1) 総額 1000 万円
- (2) 助成額の目安
- ①上限 100万円×7口
- ②上限 30万円×10口
- ※申請は1団体一口までとします。
- ※応募の状況により助成額が減額となる場合があります。

#### 7. 応募に関する事項

審査は書類で行います。

- (1) 提出書類
- ①「生活クラブ 福祉活動緊急助成 2020」 応募用紙 \*指定書式
- ②活動・事業の計画(対象期間)に関する書類 \*書式自由
- ③団体の概要 \*書式自由(パンフレットも可)
- ④活動実態を証明できる書類(総会資料、等) \*書式自由

- (2) 受付期間
- ①2020年6月1日(月)~2020年6月12日(金)17:00
- (3) 書類の提出方法

電子メールのみ受け付けます。メール件名に「福祉活動緊急助成 2020 の応募」と明記して下さい。 メールの宛先 osamu. anazawa@s-club. coop, kazunori. mizukawa@s-club. coop

#### 8. 助成決定後に関する事項

- (1) 助成後の条件
- ①活動・事業の開始もしくは途中で、[生活クラブ 福祉緊急助成 2020]を受けて行う事業であることを地域に広報してください。
- ②作成した印刷物には、『生活クラブ 福祉活動緊急助成2020』と記載してください。
- ③活動・事業の終了後に、地域にむけて活動報告をお願いします。
- ④生活クラブ生活協同組合からの取材や交流、活動連携にもご協力頂きます。
- ⑤活動状況の写真(画像)を後日提出して頂きます。(生活クラブの活動広報などに活用させていただきます。)
- (2) 報告書類の提出
- ①中間報告書 \*指定書式
- ・提出締切日時 2020年9月30日(水)17:00必着
- ②活動報告書 \*指定書式
- ・助成対象に関する決算報告書および領収書(コピー不可) \*書式自由
- ・活動状況の写真(画像)
- 締切日時

2021年4月20日(火)17:00必着

- ③書類の提出方法
- ・指定書式等は基本メールにて提出してください。但し、領収証や冊子類等の成果物は郵送 (レターパックなど) でお願い致します。

#### 9. 審査概要と基準

- (1) 審査概要
- ① 2020年度生活クラブ生活協同組合担当理事で審査会を形成し審査します。
- ② 審査は書類選考です。必要のある場合は、さらに詳しい書類の提出依頼、聞き取り調査をします。
- ③ 審査選考後、速やかに応募者に結果を伝えます。
- ④ 審査会が助成趣旨に合った活動と判断しない場合、応募を受け付けない場合があります。
- (2) 審査基準
- ① 緊急性、必要性の高い活動を優先します。
- ②活動の意思および適正な計画による活動であること。

#### 10. 助成金の支払いと返還

- (1) 申請を受け付け決定された金額は2020年6月25日(木)、指定された金融機関の口座に仮払い助成金として振り込みます。
- (2) 助成金の支払い対象期間(2020年3月1日~2021年3月31日)外の支出分は、対象になりません。
- (3) 決算報告と照合し、助成額との差額(不要金)を生じた場合には、振込みにて返金頂きます。
- (4) 助成決定後に、活動事業の内容に変更を生じた場合は、速やかに報告下さい。届け出なく変更された場合や審査基準に反することが明らかになった場合には、助成金の全額返還を求めます。

#### 11. 実施スケジュール

日時	要件
6月1日 (月) ~	応募受付開始
6月12日(金)17:00(必着)	第一次応募締切り
6月14日(日)	審査会開催
6月16~17日 (火~水)	審査結果の公表、通知。  二次募集開催の有無の決定
6月25日(木)~	助成(仮払い)金の振り込み

#### 12. 「生活クラブ 福祉活動緊急助成 2020」に関するお問い合わせ・郵送先

生活クラブ生活協同組合 福祉推進部

所在地 〒336-0021 さいたま市南区別所 5-1-11

メールの宛先 osamu. anazawa@s-club. coop, kazunori. mizukawa@s-club. coop

以上